

半田市職員の管理職員特別勤務手当支給規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十三号

半田市職員の管理職員特別勤務手当支給規則

(趣旨)

第一条 半田市職員の給与に関する条例(昭和二十九年半田市条例第十二号。以下「条例」という。)第二十三条の二の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 条例第二十三条の二第三項の市長が規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条 条例第二十三条の二第三項第一号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる職員に応じて、それぞれ支給額の欄に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は、当該額に百分の五十を乗じて得た額とする。

職員	支給額
職務の級九級又は八級の職員	一〇、〇〇〇円
職務の級七級又は六級の職員	八、五〇〇円
職務の級五級の職員で園長の職にある者	七、〇〇〇円

2 条例第二十三条の二第三項第二号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる職員に応じて、それぞれ支給額の欄に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は、当該額に百分の五十を乗じて得た額とする。

職員	支給額
職務の級九級又は八級の職員	五、〇〇〇円
職務の級七級又は六級の職員	四、三〇〇円
職務の級五級の職員で園長の職にある者	三、五〇〇円

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、

同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第二十三条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第二十三条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

(支給日)

第五条 管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給日(条例第六条第二項に規定する給料の支給日をいう。)に支給する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。